

徳島県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和二年八月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大津町木津野字養父ノ内一一番一	板野郡藍住町徳命字前須 東一七五番地一	株式会社ROOM NAVI
同 里浦町里浦字坂田四三二番一、四三二番三五、四三二番六六及び四三二番三三九の各一部	徳島市寺島本町西二丁目 一七番地一 ロイヤルガ ーデン徳島駅西一〇〇七 号	藤田 孝雄
同 撫養町南浜字東浜五四番、一七五番一、一七五番六、一七六番四、一七六番五、一七六番七から一七六番九まで、一七六番一五から一七六番一八まで、一八七番一、一八七番八から一八七番一まで、番外二二番一四及び番外二二番一五	鳴門市撫養町南浜字東浜 五〇五番地	株式会社東京不動産
小松島市中田町字千代ヶ原五〇番一、五〇番二、五一番及び五四番一	阿南市上中町南島七一八 番地二	株式会社さかがみハ ウジング
吉野川市鴨島町喜来字出口三八八番二から三八八番四まで、三八九番六、三八九番七、三八九番一四及び三八九番一五並びに三七四番二及び三七四番一〇の各一部	徳島市南出来島町一丁目 七〇番地の二	住まいる企画株式会 社
板野郡北島町北村字ハトノモト一四番一、一三番二の一部及び一三番二の地先町有地	同 万代町二丁目四番 地七	株式会社フィールズ
同 太郎八須字備後江家一四番、一五番、一六番一、一六番三、一六番四、一八番一、一九番、二〇番一、二二番、二二番一、二二番三、二二番四、二九番三、三〇番一、三〇番二、三二番、三三番一、	兵庫県南あわじ市福良乙 九八六番地の二	株式会社ワイ・ジー ・ケー

三四番一、三四番二、三五番一、三六番一
及び四二番並びに三五番二及び三五番三の
各一部